

業務説明資料(仕様書)

1 件名

児童虐待防止広報啓発等 企画運営委託

2 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)

3 履行場所

横浜市こども青少年局こども福祉保健部こどもの権利擁護課
(横浜市中区本町6丁目50番地の10)

4 目的

横浜市では児童虐待の相談対応件数が年々増加しており、社会状況に即した更なる児童虐待防止の推進が求められている。加えて、近年、出産直後の死亡事例が続けて発生しており、相談先の周知を強化する必要がある。

そこで、児童虐待防止や体罰によらない子育て、予期しない妊娠等について、幅広い年代に対し啓発を展開し正しい理解を推進し、相談先を周知する。

予期しない妊娠に関し、重点的に周知し、相談や適切な支援につなげるなど、課題解決に向けた広報啓発となることを目的とする。

5 業務内容

(1) 年間スケジュールの作成

本業務について遅滞なく確実な実施を図るため、本委託契約内容について、年間スケジュールを作成すること。なお、スケジュールでは進捗管理を行えるよう、作業タスクごとの役割分担(委託者、受託者など)も明示するなどわかりやすくすること。また、委託者側の確認・調整期間なども考慮した余裕を持ったスケジュールとなるよう配慮すること。

(2) 「児童虐待防止啓発広報・啓発事業」の企画・運営

「令和5年度児童虐待防止広報・啓発実施内容(別紙1)」及び「児童虐待防止等リーフレット等一覧(別紙2)」を踏まえて、「児童虐待防止啓発広報・啓発事業」の内容を企画し、効果的な広報・啓発手法を提案すること。また、企画内容には以下を必ず含めること。

ア 既存の啓発動画の活用など親しみやすい媒体を活用し、児童福祉に関心の薄い方にも浸透する広報・啓発を実施すること

イ 予期しない妊娠に関する広報啓発においては、動画、チラシの作成、キャンペーンの実施など、対象者に対し伝わる効果的な広報・啓発を実施すること

ウ 「児童虐待防止等リーフレット等一覧」(別紙2)記載のリーフレット等の印刷、配付を実施すること(新規作成及び一部デザイン修正含む)

エ 横浜市こども虐待防止キャラクターである「キャッピー」を活用すること

オ 国が「オレンジリボン・児童虐待防止キャンペーン」を実施する 11 月に重点的に広報啓発を実施すること

カ その他、あらゆる手法による企画を提案できるが、目標設定や効果検証が具体的に提示された企画とすること

6 成果物及び提出期限

成果物は次のとおりとし、各納品期限までに提出すること。

紙面は 1 部、電子データは原則 Microsoft Office のいずれかの形式で作成されたものであり、再加工できるものとする。なお、いずれのデータ形式を選択するかは提案することとし、委託契約締結後双方で確認し、変更できるものとする。

成果物	提出形式	納品期限
(1) 各回の打ち合わせの議事概要	電子データ	打ち合わせ後 5 営業日以内
(2) 業務スケジュール	電子データ	契約締結後 2 週間以内
(3) 実施報告書	紙面及び電子データ	令和 7 年 3 月 31 日 (月)
(4) 事業実施に伴う制作物等	紙面及び電子データ	令和 7 年 3 月 31 日 (月) までの間で適宜指示する

7 その他

(1) 打ち合わせ・協議等は本業務の進捗に合わせて随時行う。

また、打ち合わせの都度、議事概要を作成し、打ち合わせ後 5 営業日以内に電子データで提出すること。業務の進捗確認打ち合わせを月 1 回の頻度で行う。全体定例会は原則横浜市こども青少年局で対面により行う。業務の進捗確認打ち合わせは、両者協議の上、対面もしくはオンライン等の活用により行う。ただし、業務繁忙期においてはこの限りではなく、実施頻度及び形式を委託者と受託者双方で協議の上決定する。

(2) 受託者の体制については、契約締結後速やかに提示すること。

ただし、プロジェクト管理者（プロジェクト全体を統括するとともに、全てにおいて責任を持つ者）については、基本的に委託期間中は同一人物が継続した対応を行うこととする。また、業務要件整理ができる人材や品質管理体制等にも配慮した体制で臨むこととする。なお、病気等、不測の事態により当該者が本業務を遂行できない状況が生じた場合は、当該者と同等の能力及び資格を有する人員を配置すること。

(3) 広報活動の際、本市の他事業（困難を抱える若者に対する SNS 相談事業及びヤングケアラーに関する広報啓発等）の広報啓発スケジュールを考慮し、効果的な広報となるよう、両者協議の上、調整に応じること。

(4) 本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、委託者と受託者双方で協議の上、決定するものとする。

- (5) 成果物及び作業工程における書類等に対する一切の権利は、原則として横浜市に帰属する。また、これら成果物等の第三者への提供や内容の転載については、横浜市の承諾を必要とする。
- (6) 受託者は、本業務において知った情報を他に漏らしてはならない。また、業務の遂行にあたり、別記「個人情報取扱特記事項」を順守すること。
- (7) 受託者はこの仕様書に定める事項または定めのない事項について疑義が生じた場合は、横浜市契約規則、委託契約約款に定めるほか、委託者と協議のうえ実施すること。

参考：令和5年度実施内容

実施内容	実施期間
市営地下鉄ブルーライン車内のLCD広告へ掲載	毎月5日
ケンタッキー市内各店舗にて啓発リーフレット配布	毎月5日
SNS広告（Instagram 広告、Facebook 広告及びTrue View（Google 広告））で体罰等によらない子育て動画を掲出	令和5年10月16日から11月30日
オレンジリボンたすきリレーのゴール会場で児童虐待に関する広報啓発を実施	令和5年10月22日
相鉄線、横浜市営地下鉄で体罰等によらない子育て等の動画を掲出	令和5年10月30日から11月12日
よこはまコスモワールド大観覧車「コスモクロック21」のオレンジライトアップ	令和5年11月1日から5日
横浜市庁舎で児童虐待及び女性を暴力から守るキャンペーンライトアップ	令和5年11月1日から7日、11月19日から25日
SNS広告（Instagram 広告、Facebook 広告及びLINE 広告）で思春期世代に向けた動画を掲出	令和6年2月1日から29日

参考：児童虐待防止等リーフレット等一覧

※発行予定数及び配付予定時期は目安です。

リーフレット等名	サイズ・仕様等	令和6年度 発行予定数※	発行予定時期	デザイン修正等	配付予定場所
届けてくださいあなたの声	A 6 8ページ フルカラー	25,000枚	7月上旬から9月上旬	文字修正あり	こども青少年局こどもの権利擁護課、18区役所及び4児童相談所※
赤ちゃんが泣いたとき	A 4 2ページ フルカラー	25,000枚	年内	デザイン修正あり	
めぎせ ほめ上手	A 5 4ページ フルカラー	5,000枚	年内	文字修正あり	
2025 カレンダー	A 5 2ページ フルカラー	10,000枚	9月上旬から下旬	デザイン修正あり	
子どもの権利を守ろう！STOP!子ども虐待	A 4 4ページ フルカラー	5,000枚	9月上旬から下旬	文字修正あり	
そうだんするキミはすごいよ	A 5 2ページ フルカラー	5,000枚	年度内	文字修正あり	
分かりやすい日本語リーフレット	A 4 2ページ フルカラー	500枚	年度内	文字修正あり	
あっ！！あぶない	A 4 2ページ フルカラー	3,000枚	年度内	文字修正あり	
あっ！！あぶない（ポスター）	A 2 フルカラー	200枚	年度内	新規作成	
予期しない妊娠支援者向けチラシ	A 4 2ページ フルカラー	500枚	年度内	新規作成	
オレンジリボン	布製	30,000個	9月上旬から下旬	なし	市内全小中高特別支援学校 こども青少年局こどもの権利擁護課
虐待相談 LINE 広報用カード	91mm×55mm フルカラー	400,000枚	年内	デザイン修正あり	

※配付予定場所はこども青少年局こどもの権利擁護課、18区役所及び4児童相談所のうち希望した場所のみとなります。（発行物ごとに異なります。）